大阪市告示第1448号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第３条第３項及び同条例第４条第２項の規定により読み替えられた同条例第３条第３項の規定に基づき、次のとおり臨時開館、臨時休館及び供用時間の変更について承認したので、同条例第３条第４項及び同条例第４条第２項の規定により読み替えられた同条例第３条第４項の規定に基づき告示する。

令和８年10月30日

大阪市長　　横　山　英　幸

１　臨時開館

施設名	年　月　日
大阪市中央体育館 第１体育場 第２体育場 柔道場 剣道場 トレーニング場	令和８年11月16日（月）

２　臨時休館

施設名	年　月　日
大阪市中央体育館 第１体育場 第２体育場 柔道場 剣道場 トレーニング場	令和８年11月９日（月）

大阪市中央体育館 第１体育場 第２体育場 柔道場 剣道場	令和８年11月30日（月）

3　供用時間の変更

施設名	年　月　日	供用時間
大阪市中央体育館 第１体育場	令和８年11月１日（日）	午前７時30分から 正午まで
	令和８年11月２日（月）	午前８時30分から 午後９時まで
	令和８年11月３日（火）から 同月５日（木）まで	午前８時から 午後９時まで
	令和８年11月10日（火）	午前７時から 午後９時まで
	令和８年11月12日（木）	午前７時から 正午まで
	令和８年11月13日（金）	午前７時から 翌午前２時まで
	令和８年11月14日（土）	午前８時から 正午まで
	令和８年11月15日（日）	午前８時から 翌午前５時まで
	令和８年11月18日（水）	午前９時から 午後11時まで

	令和８年11月20日（金）	午前８時30分から 午後９時まで
	令和８年11月23日（月）	午前８時30分から 午後９時まで
大阪市中央体育館 第２体育場	令和８年11月３日（火）	午前８時から 午後９時まで
	令和８年11月８日（日）	午前８時30分から 午後９時まで
	令和８年11月14日（土）	午前８時から 午後９時まで
	令和８年11月15日（日）	午前８時30分から 午後９時まで
	令和８年11月23日（月）	午前８時から 午後９時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）